

第16回熊谷市入札適正化委員会 会議の概要

1 開催日時 平成25年10月8日(火) 午後2時開会

2 開催場所 熊谷市役所議会棟 第4委員会室

3 会議の内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 入札手続の運用状況に関する報告

イ 抽出事案に関する審議

<市長部局>

- ・ 一般競争入札 3件/対象案件 42件
- ・ 指名競争入札 3件/対象案件 48件
- ・ 随意契約 1件/対象案件 8件

<水道部>

- ・ 一般競争入札 1件/対象案件 11件
- ・ 指名競争入札 1件/対象案件 22件
- ・ 随意契約 0件/対象案件 0件

ウ 次回抽出委員の指名

エ その他

(3) 閉会

議事の概要

1 入札手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、「平成25年度の制度概要」及び「平成25年4月1日から平成25年8月31日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要」について説明を行った。

委員からは質疑なく、了とされた。

2 抽出事案に関する審議

委員により抽出された下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

<市長部局>

事案1・・・見晴公園改修工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委員： 設計金額による発注級区分B級にA級を追加して対象とした効果について、どのように考えるか。

事務局： 入札は辞退したもののA級の業者も入札参加申請をしているところからすると、参加機会は設けることができたものにとらえている。

委員： 発注級区分の上位級の者が参加するという事は、上位級の業者が有利になるということもあるか。

事務局： 造園工事業については、入札参加資格者が少なく参加業者数の確保が困難であることから、発注級区分によらず、AB両方の級に対し参加資格を設けている。設計金額の大小にかかわらずそれぞれの級の業者が落札しているところから、有利不利はないものと考えている。

委員： 入札参加辞退について、何か事情があったのか。特定しているか。

事務局： 参加申請後、例えば、見積もりをしてみても利益に見合わない、配置技術者の確保が難しいなど、個々の事情により入札を見合わせたと推測される。

事案2・・・H25元荒川第1処理分区下水道工事（第1工区）【一般競争入札】

【質疑応答】

委員： 初度入札は不調とのことであるが、このような不調は多いのか、その傾向は。また、初度入札の状況は。

事務局： 不調は、今年度これまで9件。本件の初度入札は、入札参加申請9者、うち応札したのは8者。7者が最低制限価格を下回り失格、1者が予定価格超過であった。

設計労務単価の引き上げなど諸々の原因が重なり、結果的に見込みと入札額とが合致しなかったものと考えられる。

委員： 初度の結果を基に、より適正な価格で入札した結果が今回ということか。不調の多い状況などは、このように改善されていくのか。

事務局： 不調であった結果を踏まえ、業者がそれぞれ判断していくことだと考える。

委員： 初度の入札と今回の入札とで、設計内容等の見直しは。

事務局： 設計に変更はなく、設計金額も同額である。

委員： 入札参加資格業者に市内代理業者が入っているが、その効果は。

事務局： 1者、入札に参加している。

事案3・・・H25熊谷第1処理分区下水道工事【一般競争入札・総合評価方式】

【質疑応答】

委員： 総合評価の目的は品確法に基づくものと考えているが、実際に技術面においてどう評価しているのか。

事務局： 所定の評価項目による。

委員： 総合評価の精神である品質確保の考えからいえば、技術点の高いほうに落札させるのが適当だと思うが。

事務局： 当初の最も安価な入札を行った者は、調査基準価格を下回る入札であったため、低入札価格調査の対象となった。低入札価格調査を行ったうえで、その入札内容で適切に工事を行うことができるものと判断されれば、落札候補者となることができるが、低入札価格調査を実施しようとしたところ、相手側から低入札価格調査を受けない旨の申し出があった。

委員： 1/3ルールとは。

事務局： 加算点や技術評価点などの点差の開いた状態により、下位の業者を失格とさせる旨のルールである。これにより、金額面よりも技術本位で評価を行うこととしている。

委員： 技術の評価ポイントについて、どのようなところに力点が置かれているかは、応札業者自身も認識している、ということか。

事務局： そのとおり。

委員： 総合評価方式を選んだポイントはあるのか。

事務局： 工事内容又は特性等を考慮し決定している。

委員： 規模の大きい工事もあり、総合評価方式を採用した方がいいような事案も見受けられるが。

事務局： 大規模工事としては小中学校の屋内運動場建築工事が挙げられるが、総合評価で判断すべき特段の技術を要するものではないこと、また、年度当初から取り掛かるべき工事であること等を考慮し、対象外とした。

入札時期と施工時期との条件の折り合いが、市レベルの工事であると、なかなか難しい面もある。

委員： 低入札価格調査の手続は。

事務局： 書面での回答のうえ、聞き取り調査がある。入札金額の決定理由、資材の確保、会社規模、労務管理状況などを調べる。

また、直接工事費に抵触せず、一般管理費などで営業努力をしている範囲でのものであるかなど、入札の内訳についても精査する。

委員： 低入札価格調査は、業者側にとっても相応の負担となるか。

事務局： 圧縮されている内容に理由を見いだせなければ、説明が難しいかと考える。

事案4・・・熊谷市立桜木小学校屋内運動場建設に伴う切り回し等電気工事【指名競争入札】 質疑なし

事案５・・・籠一公園外柵工事

【質疑応答】

委員： ３者が辞退した理由は。

事務局： 事案１と同様、入札参加申請後の、積算の結果利益の確保が難しかった、あるいは配置技術者の確保が難しい、といった要素を総合的に勘案して札を入れなかった、ということだと考える。

委員： 最低制限価格を下回った場合は失格ということでしょうか。

事務局： そのとおり。

委員： 最低制限価格により近いのは失格者の方であるので、残念に思われるような印象はある。

事務局： 最低制限価格の水準は上がっている。一般管理費も手厚く考慮するようにとの国の要請に従い引き上げ、そういった措置を踏まえての結果としてのものであると受け止めている。

委員： 予定価格や最低制限価格の事前公表はしていないか。

事務局： していない。

事案６・・・（仮称）スポーツ・文化村電気附帯工事【随意契約】

【質疑応答】

委員： 追加での随意契約であるが、特殊な工事か。

事務局： 当時その現場で施工している業者であり、現場のことを理解している。また、随意契約であれば諸経費を原工事と合わせることが可能であるが、入札にした場合には諸経費分を３０％くらい設計の中に取り込む必要がある。また、今回の対象となる工事は、確認申請において指摘された部分であり、追加したかたちでの工事が必要となったものである。

委員： 同種の工事には、今回のような追加工事が伴うものか。

事務局： 新築工事である場合には、通常、今回のような追加工事はないものと考え。ただ、原工事のような改修工事においては、打合せの中で、あるいは現場でも施工の中で出て来ないとわからないような事態が多いことは確かである。

事案７・・・熊谷市立星宮小学校屋内運動場建築工事設計業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 際だって落札率が低い、この金額で大丈夫か、確認はしたのか。

事務局： 低入札価格調査案件ではなかったが、業者を呼び確認を行った。

案件が、受注業者の所在地域の学校であり、地元であることを重視し、この案件を落札したかった、とのこと。

委員： 昨年度の類似案件についても、落札率が際立って低い案件があったと記憶している。市の支出が少なくなることはよいことかもしれないが、例えば、設計と工事施工の関係で、事前に情報が特定の業者に渡っているのではないかと、といった疑念を抱かれかねない。設計金額は事前公表であり、オープンにされている環境の中の入札であるので問題にはならないとは思いますが、よくよく注意してほしい。

事務局： 建設工事の入札の際には、当然最低制限価格の存在を前提としており、その中では、心配はないものと考えている。

委員： 業者に対する聞き取り調査は、常に実施しているのか。

事務局： いつもというわけではない。本件については、落札金額が安かったということ、また、この種の設計において初めての受注であることから任意に行ったものである。

<水道部>

事案８・・・西部配水場施設設備更新工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委員： この種の工事において、同一業者の寡占状態となっている印象があるが。

事務局： 機器において一部製造会社のポンプを使っている状況が多く、取扱いのある事業所が受注している影響と考える。

部品調達などが機器の製造会社にどうしても委ねられてしまうため、新規で入っていくのはなかなか難しい面がある。

事案９・・・御稜威ヶ原配水場受変電設備部品交換工事【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 指名選定の理由として、「過去の実績」を挙げているが、これは。

事務局： 工事内容が多数の機器を取り扱うものであり、機器に精通しかつ本市取扱いの機器を熟知していることを考慮した。

3 その他

【質疑応答】

委員： 1月から3月までの工事発注は、どのようになっているのか。

事務局： 基本的に工事は単年度内において行うものであり、1月以降になると、年度内に工事を完成させることは難しい。このため、基本的には1月以降には工事の発注はない。ただ、特殊な工事や緊急の工事であれば、その時期の発注ということもありうる。

委員： 今年度の傾向として、あまり辞退者が多くないような気がするが、どのようにとらえているか。

事務局： 配置技術者や技術職員の確保の困難性から、そもそも入札参加申請をしない状況にあることで結果的に辞退者が減っているように見える可能性もあり、建設業界が変わらず厳しい状況にあるということも考慮すると、楽観視はできない。とはいえ、多数の業者が入札に参加している業種もあり、入札参加意欲に関しては、回復傾向にあるのかと分析している。

4 次回抽出委員の指名

次回委員会において抽出事案を選定する委員を指名した。

以上で、閉会となった。